

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年5月28日 15時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調整官、千葉管理官補佐、

松本主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、後藤検査技術専門職

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

東海本部 品質保証課 技術主幹 他

原子力科学研究所 8名、核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）

5名、大洗研究所 18名、青森研究開発センター 2名、人形峠環境技

術センター 4名、東京事務所 6名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、定期事業者検査の開始時期等について、資料に基づき、従前実施していた施設定期自主検査及び施設定期検査の期間をもとに、今後の定期事業者検査の期間に対する考え方について説明があった。

また、原子力機構の一部の施設では、経過措置に基づき定期事業者検査の開始前報告書の提出は不要と考えるが、それらの施設についても開始前報告書の提出依頼があり、その取扱い方法について質問があった。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・今後実施する定期事業者検査は、事業者自らが設備の維持を判定するもので開始の時期については、施設の運転状況、保守管理の考え方により施設毎に異なるものと思われる。一般的には、定期事業者検査の開始時期は、施設管理計画をもとに設備の性能維持を確認するための検査・試験について原子力機構が定期事業者検査として体制を整えて実施する検査を開始する日と考える。
- ・経過措置で、一部の施設について開始前報告の提出を不要としているが、核燃料施設の場合、定期事業者検査を初めて実施すること、施設管理計画の作成も初めてであることから、開始前報告書の提出をお願いする。また、

提出時期等については、施設毎に異なることから個別に対応する。

○原子力機構から、定期事業者検査の考え方を整理し、改めて説明する旨回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査の運用に係る確認事項等について